

2020年 4月 1日

各 位

株式会社 南日本銀行

～ 預金規定及びその他諸規定の一部改定及び規定集小冊子廃止のお知らせ ～

株式会社南日本銀行（頭取 齋藤眞一）は、2020年4月1日に施行される民法改正を踏まえ、普通預金規定などを一部改定致します。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改定後の諸規定は、当行ホームページに掲載させていただきますので、誠に勝手ではございますが、口座開設時などに配布していた規定集小冊子を廃止し交付を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 民法改正に伴う預金規定の改定

(1) 預金契約の成立について

- ・改正後の民法では、お客さまからこの規定の取引に係る当行所定の申込書の提出を受けこれを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立することを明記するものです。

(2) 規定変更の手續等

- ・改正後の民法により、定型約款に関する規定が新設されたことから、規定を変更する場合の要件や手續について定めるものです。

(3) 定期預金の満期日前解約の制限の明確化

- ・改正後の民法では、別段の合意がない限り、定期性の預金を満期日前であっても解約できることから、満期日前解約の制限について明確化するものです。

(4) 後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出義務

- ・改正後の民法では、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人として行った行為は取り消すことができる旨定められたことから、後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出義務を定めるものです。

○預金関連規定

- ・普通預金・総合口座取引・貯蓄預金・通知預金・納税準備預金規定集
- ・定期預金規定集
- ・積立定期預金規定集

- ・定期積金規定集
- ・財産形成預金規定集 他

2. 金融商品関連規程の改訂を行うもの

- (1) 外貨普通預金規定
- (2) 外貨定期預金規定
- (3) 証券総合取引約款・規定集

3. 改定日

2020年4月1日(水)

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

南日本銀行 事務統括部 TEL 099-226-1412 (担当：植田・田中)
